

石田記念文庫 52

岡野 鑑記(述)

満洲計画経済概論

[建国大学]

(新京)?

70 石田興平博士旧蔵

本著は康德 10 年度(1943)建国大学後期第 2 学年教科書。

版權頁なし。ガリ版刷り。

康德十年度
後期第一學年

滿洲計劃經濟概論

建國大學
教授
岡野鑑
記述

石田
博士
藏

石田記念文庫
52



滿洲計画經濟概論

目次

第一章 序論	一
第一節 計画經濟の概念	一
第二節 滿洲計画經濟の性格	三
第三節 滿洲計画經濟に於ける三大國策	四
第二章 計画經濟の基礎建設	六
第一節 計画經濟の指導理念の確立	六
第二節 經濟行政機構の整備	一〇
第三節 特殊会社制度の創設	一四
第三章 滿洲産業開發五年計画の策定	二〇
第一節 産業開發五年計画策定の原則	二〇
第二節 産業開發五年(当初)計画内容	二三
第四章 第一年度実績と修正計画	三一
第一節 第一年度実績	三一

第二節	修正計画	三三
第三節	修正計画遂行の諸政策	三五
第五章	若二年度以降の実績と計画実施方針	三八
第一節	若二年度(康徳五年度)の実績	三八
第二節	第三年度(康徳六年度)計画実施方針と其実績	四〇
第三節	第四年度(康徳七年度)計画実施方針と其実績	四四
第四節	第五年度(康徳八年度)計画実施方針と其実績	四七
第六章	第二次産業開発五年計画の策定	五三
第一節	第二次五年計画策定の背景	五三
第二節	第二次五年計画の内容	五六
第三節	第二次五年計画の実施方針	六一
第七章	北邊振興計画	六三
第一節	北邊振興計画策定の要諦	六三
第二節	北邊振興計画の内容と実績	六四
第八章	滿洲計画經濟の將來性	六六

滿洲計画經濟概論

第一章 序 論

第一節 計画經濟の概念

滿洲計画經濟を述べるときは、先づ計画經濟の概念規定が先決問題である。その爲には統制經濟と計画經濟との差別論から出發せねばならぬ。

(一) 統制經濟の概念

統制經濟とは、従来の資本主義的(又は自由主義的)國民經濟組織に於ける私有制度と營利主義と市場經濟(又は自由經濟)とより發生する諸矛盾(又は諸弊害)を國家反社会的諸機関によつて、個別的に是正(又は排除)せんとする經濟的諸政策の總体である。即ち統制經濟の主体は國家反社会的諸機関であり、その目的は資本主義經濟より發生する諸矛盾の是正であり、その対象は國民經濟の部分的分野であり、その方法は國家機関の積極的指導監督を中心とする社会的諸機関による個別的自治的經濟諸政策の実施である。

(二) 計画經濟の概念

計画經濟とは、國家が自己の目的實踐の爲に、一定の綜合計画の下に、國民經

済の再生産過程に於ける需要供給を調整せんとする新國民經濟組織である。即ち計畫經濟の主体は國家（又はその権限を委任された社会的諸機関であり、その目的は統一的な目的の實現であり、その対象は原則として國民經濟の全分野であり、その方法は國民經濟の再生産過程に於て需要供給の調整主體の人為に、一定の綜合計畫の下に新國民經濟を管掌（管理經營）せんとするに在る。故に計畫經濟に於ては國民經濟の全体性と綜合性と計畫性とが不可欠の要件である。

三、全体的計畫經濟と部分的計畫經濟

前者は完結若くは完全計畫經濟と云ひ、國家自らの一元的機関によつて國民經濟の全分野に亘つて管掌せんとする新國民經濟であるに反し、後者は未完結又は不完全計畫經濟と言ひ、國家自らの機関若くはその権限を委任せる機関によつて、國民經濟の部分的分野たる重要經濟部門のみを管掌せんとする過渡的新國民經濟組織である。

(四) 統制經濟と部分的計畫經濟

統制經濟は、前述の如く資本主義の本質たる私有性と營利主義と市場經濟（自

由競走）との存続を前提とし、その範囲内に於て、これより生ずる諸矛盾を個別、対症療法的に克服せんとする經濟であつて、資本主義の部分的修正であるが、之に反して部分的計畫經濟は、資本主義の本質の存続を不可欠とするのではなく、全体的計畫經濟實施の途上に於て、現実の諸情勢が命ずる不可避の現象として、部分的分野にのみ計畫經濟實施し他の分野に於ては止む無く自由經濟の残留を過渡的に許容する所の新國民經濟組織である。

第二節 瀋洲計畫經濟の性格

前述の如く統制經濟と區別し、計畫經濟と部分的計畫經濟とに分つが、瀋洲計畫經濟は右の内所諸部分的計畫經濟に該当するのである。即ち瀋洲計畫經濟の主体は、國家機關及其の権限を委任された社会的諸機関である。茲に國家機關とは中央及地方に於ける各種の經濟行政的管掌機関であり、社会的諸機関とは特殊及準特殊会社、合作社、商工会等及各種の經濟団体としての協會、聯合會、組合等である。

次に計畫經濟の目的は、瀋洲國の理想實現に在る。瀋洲國の理想（絶対的目的）は道義世界の建設であるが、それは民族協和を基礎とする濃縮的王道國家を

建設の第一要義として大東亜永遠の平和、惹ひては世界恒久の平和を樹立するにある。而して現段階に於ける第一目標（直接目的）は、我國に國防國家（國防經濟）を完成し以て大東亞諸國國防經濟圈（共榮國防圈）の一環たらしむるにある。而して經濟經濟の對象は、現段階に於ては國民經濟の全分野に非ず、所謂部分的分野たる「國防的若くは公共的性質を有する重要事業」に限定せられてゐる。而してその方法は、國家の直接目的貫徹の爲に、再生産過程に於ける需給經濟の調整を目的として、一定の綜合計画の下に、國民經濟の部分的部分を管轄せんとする新國民組織である。

第三節 滿洲計画經濟に於ける三大國策

滿洲計画經濟に於ける部分の經濟計画は多種多様であるが、就中最も顯著なるものは、所謂滿洲國三大國策と通稱される所の、滿洲國產業開發五ヶ年計画、北邊振興計画及內拓計画である。従つて滿洲計画經濟の內容はこの三大國策を述べることによつて十分である。

(一) 滿洲產業開發五ヶ年計画

之は康徳三年（昭和十一年）八月の滿洲國第二期經濟建設要綱の指示に基

て同年十二月策定せられ、康徳四年一月より実施せられ、第二年度に於て附屬の發給に伴ひ大修正を發行し、康徳八年末（昭和十六年）を以て第一次を完了した經濟計画である。以て右に引續き本年一月より第二次五年計画を實施中である。この計画はその量と質とに於て故國としては最も包括的綜合的計画である。従て本書の內容の大部分はこの五ヶ年計画の論述に外ならぬ。

(二) 北邊振興計画

本計画は石五ヶ年計画實施後に發生した支那事變と之に伴ひ國際情勢の緊迫化ニ対応する爲、特に北邊の振興を促進せんとする計画であつて、康徳六年（昭和十四年）六月より實施し同八年末を以てその第一次を一終了した三ヶ年計画である。第二次の北邊振興計画の策定は之を中止したが、實質的には政府各部の予算に於て繼續とされることゝなつた。本章第七節に於て之を略述する。

(三) 內拓計画

本計画は、康徳五ヶ年計画と同様に第二期經濟建設要綱に基いて策定された所謂二十ヶ年百方と稱植計画であつて、康徳四年より同八年に至る第一期五ヶ年計画を終了し、目下第二期計画の進行中である。この問題は別に内拓論の論議

に於て講述される処であるから本書に於ては之を省略する。

第二章 計画経済の基礎建設

今で計画経済の実施に当つては其の基礎を爲す基礎建設が遂げられねばならぬ。併しこの基礎工事には國民経済の凡ゆる分野に關係し、或るものは計画経済の実施に先行して、或る者は其の實施に並行して、或る者は其の實施より遅れて改善し整備し強化されて行つた。計画経済の實施に伴ふ個々の基礎建設乃至は裏打的建設については、既に述ぶる五年計画の實施方針の項の記述に據り、本章に於ては計画経済の實施に於ける最も重要なる一般的基础建設の教訓について略述する。

第一節 計画経済の指導理念の確立

計画経済の策定及實施に當つては、先づその指導理念が確立されねばならぬ。我國に於ては大正元年（昭和七年）三月一日の建國宣言に述べること一年、即ち大正二年（昭和八年）三月一日に、滿洲國經濟建設綱要を規定した。之は經濟憲法と稱すべきもので計画経済の根底的指導理念である。之に次ぎ更に述

る、こと一年、即ち康徳元年（昭和九年）三月一日に、日滿經濟統制方針要綱を規定した。之は我國計画経済の策定及實施が日本經濟との一体不可分の關係に在るに鑑み、日滿經濟の統制方針に關する指導理念の規定である。計画経済の指導理念は、勿論此の二つに盡さるゝものではなから、この二つを理解することによつてその中心理念を握り得るのである。之を左に略述する。

一 滿洲國經濟建設綱要

先づその序説に「建國の本義ハ一ニ順天安民ニシテ之が具体化ハ三十万民衆ノ樂土實現ニ在リ」と述べらる。即ち經濟建設の理想は王道樂土の實現に在りと規定したのである。この理想實現の爲に左の如き「四大根本方針」との発生した。

- (1) 國民全体ノ利益ヲ鞏固トシ利益均沾、實業振興ノ利益が一部階級ニ壟斷ナルノ弊ヲ除キ万民共榮ヲラシムルコト
- (2) 國內賦存ノ資源資源ヲ有效ニ開發シ、經濟各部門ニハ國家的統制を加ヘ合理化方策ヲ講ズルコト
- (3) 利源ノ開拓實業ノ獎勵ニ當リテハ、内戸開放救済均等ノ精神ニ則リテ

世界ニ資本ヲ攻メ特ニ先進諸國ノ技術經營其ノ他又有文的ノ精神ヲ重メ、之ヲ適切有効ニ利用スルコト

(4) 東亞經濟ノ融合合理化ヲ旨途トシ、先ヅ吾隣日本トノ相互依存ノ經濟ニ體シ、同國トノ協調ニ重心ヲ置キ相互扶助ノ關係ヲ益々緊密トシラシムルコト

右によれば、特殊政府の利益独占を排除し國家的統制を加へるが、先進諸國の資本、技術、經營を適切有効に利用せんとするのである。本綱要発表當時の非難の的となつた國家社會主義の理念ではなくして、部会的計畫經濟の規定である。特に東亞經濟融合合理化の規定は、當時既に今日の東亞共榮經濟圈建設を想定したものであつて正に卓見といふべきである。かくてこの根本方針から滿洲對面經濟の根柢的規定たる左の如き「經濟統制のニ大方策」が生れたのである。

(1) 國防的若リハ公共公益的性質ヲ有スル重要事業ハ公營又ハ特殊会社ヲシテ經營セシムルヲ原則トス

(2) 右以外ノ産業及營業等各種ノ經濟事項ハ民間ノ自由經營ニ委ヌ、只將ニ

國民福利ヲ重メシテ其ノ生計ヲ維持スル爲ニ生産消費ノ兩方面ニ亘リ必要ナル調節ヲ行フ

即ちこのニ大方策の規定によつて、先づ部会的分野たる國防的及公共公益的
重要事業に公營又は特殊会社制度を生じ、次にその殘留分野に対する民間の自由經營と、之と並んでなく中間的存在としての生産消費に対する強かなる統制が實施されることとなつたのである。

(二) 日滿經濟統制方針要綱

先づ統制方針として「滿洲國ヲシテ日本帝國トナリ合關係ヲ有スル独立國家トシテ進歩發展セシムル根本方針ニ基キ」次の如き確固不動の「ニ大方針」が樹立されたのである。

- (1) 日滿經濟ヲ特ニ一組織体トシテ合理的ニ融合スルヲ旨トシ道義道本主義ニ則シテ
- (2) 日滿兩國ノ國民全体ノ利益ヲ妥調トシ現下經濟上ノ障害ヲ是正スルコト
- (3) 國際調整と適應スル様平所及非常時ニ適ズル日滿兩國ノ組織的經濟ノ確立ヲ期スルコト

右のニ大方針を基とし、原則、即ち日滿兩國國民を一丸とする爲體主義の原則

と、平戦両時を通じて西國經濟を一組織体とする聯合經濟の原則と、之が實現の方法としての適地適宜主義の原則とは、日滿經濟關係を最も正確且つ簡明に規定せるものであつて、こゝに我國經濟計画が日本經濟との關係に於て據つて立つべき不動の基礎が置かれたのである。

第二節 經濟行政機構の整備

次に計画經濟遂行の第一担当者たる國政行政機構の整備は、計画經濟に於ける基礎建設の中核を爲すものである。一般行政機構に就ては省略し、こゝでは經濟行政機構の變遷に就て略述する。

一 建國当初の經濟行政機構

我國中央政府機構の特徵は總務官制度に在る。政治行政全般の権限と責任とが國務總理に歸一すると共に總務長官はその幕僚長として事實上全滿の政治行政機構を指揮命令してゐるのである。即ち總務官は建國当初は秘書處、人事處、主計處、需應處、酒報處の五處よりなり、その後逐次改正して現在は官廳、企畫處、法制處、人事處、主計處、統計處、私報處、地方處と互つた。行政の中心たる企画と人事と豫算とを管轄した。次に行政執行機關としては民政、外

務、軍政、財政、實業、交通、司法、文教の八部（後に蒙政部を加へて九部）よりなつたが、就中經濟行政機關は財政、實業、交通の三部と蒙政部の一部とであつた。未だ綜合的具體的經濟計畫の策定實施されてゐなかつた當時としては、之れ等の機關の活動が單純且つ消極的指導監督の程度であつたことは當然である。

二 康徳四年七月一日の機構改革

産業五年計畫が康徳四年

策るに綜合的具體的經濟計畫たる。一目より實施されるに及び之が管轄機構としての中興經濟行政機構の改組は必然的帰結であつて、康徳四年七月、建國以來最初の大幅な革新を行つたのである。

（一）機構改革の理由

改革の理由として次の大点が挙げられた。即ち、(1)機構全体に亘る徹底的刷新と一元化的統制の強化と能率的運営、(2)治安の南正の爲め地方軍警と一般行政との融合、(3)産業五年計畫遂行に即応する社經機構の整備、(4)民生振興と地方自治の實現、(5)地方自治の育成整備等に存した。だがこの機構改革の中心は飽くまで五年計畫遂行の爲であり、他の理由も亦要するにその側面工

作に外さるなかつた。

(2) 機構改革の内容

尤も事務ナク内容を改造する^(前掲)と共に、従来の九部を治安、民生、司法、産業、経済、交通の六部及び外務、内務、大蔵の三部とした。就中経済行政機構としては、民生部(社会司補導科の労働関係)と産業部(農務司、工務司、鉱山司、畜産司及外務としての内拓總局、林野司、特許司、發明局、水力電氣建設局)と経済部(金融司、商務司、税務司及外務としての専賣總局、税捐司、税關)と交通部(鐵路司、道路司、航路司)等であつた。

(3) 康徳七年六月一日の機構改革

康徳四年七月の改革直後に勃発した支那事変は遂に長期化し、次で阿六甲九月に第二次世界大戰勃発して、空襲の情勢の険悪化に伴ふ計画經濟実施の困難は増大し、之を突破して康徳七年の第二次機構改革となつたのである。

(4) 機構改革の理由

即ち改革の理由として次の三点が挙げられた。①内外情勢の表化殊に内發資料の手当難に即応して物動計画の有效適切化を図る爲企画処を拡充して物動計

画進行を適切化する

(1) 策

垂直給体制確立の要請、主要生産物増産体制の確立を図ると共に農林政策の徹底化による民生振興を期する。(2) 産業開發計画を生産配給加工金融に直る迄の一貫性を確立し、産業開發並に統制の一元化を期する

(2) 機構改革の内容

企画処を拡充すると共に産務部及經濟部を編改替して大農部及經濟部とした。即ち企画処を五事務官室と一調査官室とに拡充し、經濟行政機構としては民生部(勞務司を設置)と大農部(産業課を改組して農務司、農政司、畜産司及外務としての特産司の設置)と經濟部(従来三司に鉱山司、工務司を初へ旧産業部の外務にリレ特許局及水力電氣建設局を初め)と従来の交通部とである。

(4) 企画委員會の設置

康徳四年七月の改革に附随して産業經濟其他の諸政策の統制を図る爲、企画委員とするの計劃下ることになり、翌五年七月之を實施した。關係各庁百餘者の外に広く民間の經營又は技術の有識経験者をも加へて重要政策を審議せし

の官民協力一致の下に、諸政策の積極的獨立及遂行に資せんとするに在る。總務長官を委員長とし、現在十一個の政策別委員会と三十一個の分科会とを設けて、立案審議に當らしめらるる。

第三節 特殊会社制度の創設

、又は計画經濟遂行の第一の担当者たる社会的諸機関であるが、或る者は國策の委任によつて管理權を代行し、或者は自ら經營者として計画經濟の任に當り、或る者は管理及經營の兩者の任務を遂行する。本項に於ては特に滿洲國經濟政策綱要の「統制經濟の二大方策」の規定に依りて設置せられて、滿洲國經濟遂行の重大使命を有する特殊会社に就て略述する。

(一) 特殊会社

特殊会社とは準拠すべき會社法として特別法が制定されてゐるもの、及び日滿間の條約に依りて設立された會社を言ひ、政府は會社事業の支配する範圍に亘つて認可權を留保し特別の監督を行ふのである。向ふとすれば政府は特殊会社（特殊会社法に於ては、其の組織、業務、監督等、特別の法律によつて規定する。）の設立に對して「兼一社の株式權を與へ、部分的計畫經濟に於ける國策の代行機関たるの地位を與へてゐるからである。即ち一方に於て積極的保護助長の恩恵を與

えると共に、他方に於て嚴重なる指導監督を行ふのである。この種の特殊会社は計畫經濟の量的質的發展に伴つて次第に増加し、大同元年六月の滿洲中央銀行創設を筆頭として、順徳八年八月の滿洲農産公社の創立に至るまで、同八年十二月、現社として過去十年間に社數三十六社、公積資本金合計二十八億七千六百五十万円、私積資本合計二十三億一千九百八十五万七千円、内政府補助金七千一百四十三万七千円（三二%）、滿鐵補助金七千九百七十五万二千円（三三%）、滿蒙補助金四十七億六千二百二十万二千円（二八%）、その他合計八億八千一百六十四万四千円（三%）とをなしてゐる。

(二) 準特殊会社

準特殊会社とは準拠すべき特別法を制定せざると、設立認可に當つて会社監督の必要上附命令を以て認可事項を定めたる會社を言ひ、事業の性質上夫々その内容を異にするが計畫經濟遂行に於ける國策の代行機関たる點に於ては前述の特殊会社と大同小異である。この種会社と大同二年七月創立の大興公司を筆頭として、順徳八年六月創立の滿洲羊毛株式會社に至るまで、同八年十二月末現在として、社數三十四社、公積資本金合計八億一千一百二十五万五千円、

松山資本金七億一千三十一万円、内政府松山七千九百八十五万二千円（一一％）、海鉄松山六百七十五万円（一％）、海業松山三億六千七百五十三万円（五二％）、其他二億五千六百七十八千円（三六％）と云つてゐる。以上特殊及準特殊会社数合計七十社、公積資本金合計約三十六億八千八百萬円、松山資本金約三十億三十万円、その内政府松山政府（二六％）、海鉄（三三％）、海業（三四％）、其他（三三％）と云つてゐるが、政府の海業投資が五〇％である事実を考慮すれば、資本格下級の点に於ては政府の支配的地位を理解し得るのである。要之、かゝる運倒の大資本を擁し独占的特権を賦與さるゝ特殊及準特殊会社の興業如何が、世國計を經營指導の鍵を握つてゐる点に注意すべきである。

（三） 瀧川重工業株式會社

昭和四年一月三日重工業株式會社を興業するに當つては、従来の公式的單一業一社主義による制度を緩和して、企業の有機的發展的企畫經營を爲すの必要を認め、五年計區に於ける重工業部内（特に鉄鋼業、鑛金屬工業、自動車製造業、航空機製造業、石炭鉱業）への投資及經營指導の任に當らしむる爲め、

昭和四年十二月滿業管理法を制定して特殊会社滿業を創立したのである。滿業の資本金は当初四億五十万円であつて、政府投資と瀧川氏の財産資本金との折半より成り、創立當時に於ける區期的企圖は、瀧川氏による内地産業資本の瀧州移駐と大規模綜合經營と外資投入との三點に在つたのである。滿業が涉いて来た過去四年間の過程は、正に世國經濟の過中であつて難航に難航を続けたが、昭和八年は現在として、その子会社数は十社（特殊五、準特殊五）、公積資本金合計十三億一千万円、松山資本金合計十二億四百七十万円、内海業松山資本金合計十億一千五百二十五万二千円（八四％）である。

（四） 滿洲州鐵道株式會社

海鉄は日本法人であつて勿論我國の特殊会社ではないが、過去の傳統と実力とに於て滿洲計區經濟遂行の担当者としての役割は大きい。遠く日露戰役後の明治三十九年十一月の創立であつて、現初資本金二億円、大正九年四億四千万円に第一回増資、昭和八年八億圓に第二回増資、而して昭和十四年十二月第三回増資を行つて現在資本金十四億圓の大會社となつた。滿洲事變前の事業は、鐵道を根幹とし、港灣、倉庫、旅館等の附特事業及炭礦並に其の附帯事業である。

か、更に滿鉄附屬地行政権を有し各種の地方行政を担当した。然るに事業後
は、昭和八年二月、故國より國有鐵道反附帯事業の經營を委任せられ、同年十一
月北鮮鐵道の委託經營をとり受け、現在の路線延長一万キを突破するに至つた。
次で承徳四年（昭和十二年）十二月の附屬地行政権の譲渡と同時に多数の事業及
施設を故國に移譲した。次、社業は發展の一途を辿り、現在の直接經營の事業は
鐵道經營及び附帯事業、換喚炭酸及附帯事業、調査事業の三大事業である。そ
の投資せる關係会社は最近約六十九社、引受投資總額計約三億八千万円、内松
山投資總額約二億四千万円に達する。滿鉄管理權は駐滿特命全權大使としての岡
東軍司令官の統理の下に在り、その下は下に故國對面經濟遂行の任務を果し
つ、あるのである。

第四節 重要産業統制法の制定

以上の特殊会社所屬「國防的若くは公共公益的性質を有する重要事業」の
担当者であつて、夫々特殊会社法若くは、附帯命令によつて政府の保護監督を
受けつゝ對面經濟に於ける企業經營の任に當つてゐるのである。然るに右以外
の一般企業者にとつては、從來其の準拠すべき一般的规定がなく、従つて各種

者の活動を阻害する懸念があり、且つ治外法權 激進並に附屬地行政権移讓後の
善後措置に關する規定を必要とするに至つたので、この重要産業に對する統
制の原則を明確ならしむる目的を以て、新法に重要産業統制法を制定して東德
四年五月十日より之を公布實施したのである。

法律の内意は十四ヶ條よりなり、許可事項、命令事項、報告事項、届出事項
、罰則等を規定するが、本法に規定する重要産業の種類は之を二十種に定め
た。（東德九年の新重要産業統制法に於ては八十五種に増加した）。しかし重
要産業統制法要綱によれば、この二十種の産業を四種類に分類して對面經濟實
施上に於ける統制の目的と重要度とを左の如く明示してゐるのである。

- 第一類、原則として滿洲に於て当該事業に付支配的地位を有する特殊会社を
して經營せしめ、直接又は間接に帝國政府の特別なる保護監督を受けしむる
もの、
① 兵器製造業、② 航空機製造業、③ 自動車製造業、④ 液体燃
料製造業、⑤ 鐵、鋼鉄の他の金屬精錬業、⑥ 炭酸業、⑦ 雷達製造業、⑧
肥料製造業（硝安）

第二類、苟めて獎勵助長の主旨に於て適當なる行政的乃至資本的統制の措置

- を講ずること、(9) 紙製綿業、(10) 紙紡織業、(11) パルプ製造業、(12) 植物油製造業、(13) 毛織物業、(14) 煙草製造業、(15) 製糖業
- 第三類 日本産業の発展に儘み制限的主旨に於て行政的統制の措置を講ずること、(16) 綿織物績業、(17) 綿織物製造業
- 第四類 合理化を図ること、(18) 麥酒製造業、(19) セメント製造業、(20) 硝子製造業

第三章 滿洲産業開發五年計画の策定

第一節 産業開發五年計画策定の原則

一 近衛三原則と綜合計画

産業五年計画策定の根本理由は國際情勢の表裏に伴ひ日滿共同防衛の強化にある。故に本計画は滿洲の開發計画であるが、實質的には飽くまで日滿綜合一體計画の下に樹立された計画である。(日本には一年邊川で生産力補充四年計画を策定した。当時第一次近衛内閣は所謂財政經濟三原則を樹立すると共に左の如く綜合五年計画を提唱した。即ち

「現下内外ノ情勢ニ顧ル時ハ國防並ニ國民經濟ヲ振興トスル諸方策ヲ実施スルノ要極メテ緊切ナルモノアリ、之ガ爲ニハ日滿兩國ヲ通ジテ經濟力ノ充実發展ヲ四ルコト肝要ニシテ生産力ノ補充、國際收支ノ適合及物資供給ノ調整ノ三點ヲ主眼トスル綜合計画策ヲ樹立スルヲ急務トス、而シテ石炭体系ハ日滿兩國ヲ一體トスル泉地ニ立テテ之ヲ立派スルノ要アリ、尙石炭体系ノ作成ニ當リテハ滿洲國ト協力ノ上計画ノ完成ヲ期スルノ方針ヲ採ルコトト定めたるべし。

二 滿洲國第一期經濟建設要綱

右の近衛案に基く日滿綜合計画樹立の提唱に呼應して策定されたのが、この滿洲産業開發五年計画である。即ち前述の經濟建設調整及日滿經濟統制要綱の指導原理に基いて、過去三年半に亘つて計画經濟建設の基礎工作の第一期を遂行して来たが、滿洲事変以來の國際情勢は次第に緊迫化し、特にソ聯の極東軍の充実増強に伴ひソ聯國境の脅威、ソ聯及欧米の援助に基く國民運轉政權の對日滿抗爭、欧米諸國の直接間接の對日滿圧迫は一觸即発の危機を呈むに至つた。依て日本は一方に於て日独伊防共協定を締結して對ソ共同防衛の体

例を確立すると共に、石の近衛三原則に基く日滿一體不可分の国防建設へと意
趣回を告ぐるに至つた。依て我國に於ては康徳三年（昭和十一年）八月十日滿
洲國策二期經濟建設要綱を規定して、その根本方針を左の如く樹立したのであ
る。

「滿洲國策二期經濟建設ハ昭和十五、六年ヲ目途トシ、帝國陸海軍備ノ充實
増強ニ伴ヒ日滿共同防衛上必要ナル施設ヲ實現ヲ期スルト共ニ滿洲國ノ
現状並北支等ノ事情ニ鑑ミ、滿洲國ノ健全ナル發展ヲ促進シ以テ帝國大陸政
策ノ根基ヲ不動タラシメントスルニアリ。」

即ち石の建設方針は、第一は日滿共同防衛に必要なる諸施設を實現すること
であり、第二は滿洲國の健全なる發展を促進して日本の大陸政策の不動の拠点
と爲し得ることである。かくてこの二大目的達成の爲に採るべき各級の具体的
方針を樹立したが、その實現の手段として第一に要請したものは産業五ヶ年計
画の立案である。

③ 滿洲國産業開発五ヶ年計画概要

産業五ヶ年計画編纂は康徳三年十二月に決定されて、翌四年一月から実施さ

れたが、その方針中に「有事、際必要ナル資源ノ現地開発ニ重きを置き、併テ
成シ得ル限り國內ノ自給自足ト日本不足資源ノ供給トヲ四リ、將來ニ於ケル滿
洲産業開発ノ根基ヲ確立スル爲、彼等五記要旨ニ依リ各種産業ヲ内発シ以テ國
力ノ進展、國民生活ノ安定ヲ促進セントス」と規定して、その内容を鉱工業部
内と農畜産部門と交通通信部門との三部門に分ち、五年後の一定生産の目標を
設定して之を實現せんとする各級の具体的計画を定めたのである。本計画は横
横の有機的連繫に於ては必ずしも完全とは言ひ得ないが、特殊の重要部門の増
産に關する総合的計画としてほゞ部分的計画經濟の名に値するものである。
その具体的内容をここに詳細に説明する餘白を持たず、又それは防務上許さ
ざる所であるから、以下その許さざる範圍内に於てその大要を示して置きたい。

第二節 産業開発五ヶ年（当初）計画の内容

① 鉱工業部門

(一) 開採の種目は、鐵鋼（鐵、純、鋼）双体燃料（石炭液化、炭油、酒
精）、石炭、電力、車輛（被服車、客貨車）、アルミニウム、マグネシ
ウム、パルプ、塩、採金、曹達灰、石棉、鉛、亜鉛、畜肉加工、自動車、

六、飛行機の十八種目であつて、鉱工業の所要資金は、

五年計画画總所要資金二十八億八千万円の五五%に相当する約十六億円である。石の内最も重要基産産材たる鉄鋼、石炭、電力の三種目の所要資金は、計八億三千万円（鉱工業部門總額の五三%、五年計画總額の二九%）に達する。石の各種目毎に夫々開発目標並所要資金と開発方法を定め、その具體的計画を策定してゐるが、茲では特に石の三種目に就て略述する。

(一) 鉄鋼

先づ増産目標は、戦前三年の現在産出、計三千万トン視能力年産二百七十万延を約三倍に、計三億の現産能力（同三千万延）を約三倍半に増産せんとするのである。

次にその所要資金は、鉄鋼石約四十三百万円、鉄鋼約一十八百万円、銅鉄約七千万円、其他約一十七百万円であつて、鐵鋼業の所要資金合計約二億四十八百万円である。

次に開発の方法は、政府設備たる昭和製鋼所及本溪湖煤鋼会社に重点を置

き、その積極的増産を図ると共に、新たに確保された東辺道陽鐵鋼廠の開発を促進せんとするのである。

(二) 石炭

先づ開発目標は、現在能力（同千七十万延）を二、三倍に増産せんとするので、その所要資金は滿鉄及滿炭を合計して一億五千万円である。

次に開発方法は、滿鉄及滿炭の既定増産計画を履行せしむると共に、滿炭系の兩炭炭田特に阜新、瀋山、鶴崗等の開発を促進して石炭の需要増加に応じ、更に石炭液化の原料炭を確保すると共に対日供給量の増加を図るに在る。

(三) 電力

先づ開発目標は、火力電力の現在能力（四十五万九千瓩）を火力及水力を合して約三倍に増産せんとするので、その所要資金合計約二億四十六百万円である。

次に開発方法は五年後に於ける一般電燈電力及特殊工業電力に対応せんとする目的とするので、従来滿洲には石炭資源豐富にして火力発電のみであ

⑤ 米

先づ兩粵目標は、現在能力（昭和三年末）増能力三十一万五千石（一、六倍）増産せんとするので、五年間の所要資金約二十八百万円及同經費五十五万円である。

次に東の兩粵方法は、水稻は日本兩拓民を中心として朝鮮兩拓民協力の下に増産を圖り陸稻は滿蒙に依る増産を中心とする。その爲に政府の爲すべき処置として、(一)日本兩拓民に依る増産奨励 (二)優良種子の増産並配付 (三)米穀管理制度の設定、(四)軍用米の現地調弁を主とする。

(3) 小麦

先づ兩粵目標は、現在能力（八十四万八千石）を三、四倍に増産せんとするもので、その所要資金約二十五百万円及同經費約四百七十万円である。

次に兩粵方法は、日本兩拓民を中心とし河漢の作物取扱、蒙古人の新開墾等により北滿及兴安省に於て実施せんとするのである。政府の採るべき措置は、(一)優良種子の増産、配付、兩粵資金の貸與、病虫害予防等、(二)輸入管理制度、検査制度の設定、兩稅並に鉄道運費の合理化、(三)製粉工場

つたのを、將來第二松花江、鴨綠江等に大規模の水力発電所を新設し水主火従の方法に依らんとするのである。

(2) 農畜産部門

(一) 兩粵の種目は農産と畜産とに分ち、先づ農産に就ては、米、小麦、大豆、燕麥、ハーサン、洋麻、豆麻、蓖麻、棉花、菜煙草、甜菜、大豆、高粱、粟、玉蜀黍の十五種であつて、その五年間の兩粵所要資金合計一億三十五百万円及び政府經費合計四十八百万円（農林兩省基本施設費三十三百万円を含む）總計約一億八十三百万円である。

次に畜産は、馬、綿羊、牛、豚、數種の五種であつて、その所要資金合計七百万円及政府經費四十四百万円（畜産兩省基本施設費二十二百万円を含む）總計五十四百万円である。

以上農産及畜産の増産所要資金合計約一億四十五百万円及同經費約九千九百万円、總計二億三千五百万円である。右の内特に重要農畜産物たる米、小麦、大豆（この三種の兩粵資金合計八十九百万円は全農産資金の六六%に当る）、及び馬、綿羊について左に略述する。

(4) 大豆

先づ肉豚目標は、現在能力(四百十万頭)を一・二倍に増産せんとするものである。次いで、その所要資金約三千六百万円及同経費五〇万円である。次に肉豚方法は、特産物の増産に伴ふ不可避的に増産を餘儀なくせらるゝ範圍に止めざるに種改良による増産によつて輸出を促進し國民生活の安定を図らんとすることである。

(5) 馬

先づ肉豚目標は、現在数(百九十五頭)を一・二倍に増産せんとすることである。その所要資金は経費五百万円である。次に肉豚方法は、有事の際の馬の補給及養育肉豚に必要な後馬の供給を爲すを目的とし、増産に於ける措置は、(一)種馬所、種馬育成所、馬厩等の設置、(二)馬疫防疫に對する処置、(三)国外からの輸入等である。

(6) 綿羊

先づ肉豚目標は、現在数(三百一十頭)を一・四倍に増産せんとすることである。

その所要資金と百五十万円及同経費十二百七十二万円である。その肉豚方法は、その様るべき措置として、(一)蒙古羊未種の改良増産の爲め北米及澳洲より新種(メリノウール)の輸入、(二)綿羊改良場の増設、(三)綿羊牧場の増設、綿羊会社の設立等である。

(三) 交通及信部内

(1) 肉豚の種目は交通(鉄道建設(海峽))と通信とに分ち、その金所要資金合計約一億二千一百万円である。各種目の内容及そ左の如し。

(2) 鉄道

既定計画に基く鉄道の建設及改良の外に、特に産業肉豚上必要なる經濟線として五年間一千五百軒を自途として建設する。その所要資金は、既定計画に基くもの合計四億八千二百万円、經濟線建設費約一億四千万円、従つて鉄道関係資金總計約六億二千二百万円であつて、之は前記の交通及信部内金資金の約八割に相当する。

(3) 道路

五年間に約一萬三千二百軒を自途として新設し別に橋梁の架設、既設道路

の改良を行ふ、その所要資金は六十二百万円である。

(4) 港湾

本産業開発計画の完成に伴ふ貨物の増収に適應する切欠として、延新及鹿島、壱す川が大連の港湾設備の拡張を行ふこととし、その所要資金は約三千六百万円である。

(5) 航空

国内航空路は特に新設拡張を必要とするもの、外は現状維持とする。

(6) 通信

現在の既定計画の外國防並に産業開発に必要とする施設を行ふこととし、その所要資金は五千九百万円である。

(四) 積累

居民(後に國住民と改稱す)事業は、前述の第二期經濟建設要綱に於て二十年、百万戸、五百万人の目標を策定したが、之は別途に滿洲拓殖公社を中心として実施することとし、本産業開発五年計画中にはその所要資金の五割上し、満拓の株式、社債、借入金等合計二億七千四百万円としたのである。

その具体的内容は内右論の講義に據る。

第四章 第一年度実績と修正計画

第一節 第一年度実績

第一年度は着手年度として当然発生すべき施設の建設に初へて、基礎的諸條件の供給、軍備拡張の観念、並に支那事業勃發に伴ふ資材の取得難、技術力不足、運輸機能の不円滑等の困難に直面しながら、先づ当初計画の略へ、九ヶ通を交渉せしめ得たのである。之は日本側の全面的援助と滿洲建國以未確立した産業統制の原則に基く特許会社制度の活用の結果である。その概要左の如くである。

1. 鉱工業部門

- (1) 当初計画以上に交渉したものの(鉄鋼、電力、アルミニウム、曹達灰)
- (2) 当初計画通り交渉したものの(石灰、鉛、亜鉛、パルプ、車輛)
- (3) 当初計画通り交渉を要するものの(液体燃料、石綿)
- (4) 計画実施考案中のもの(マグネシウム、自動車、飛行機、畜肉加工、兵器)

④ 養蚕産部内

一般収付状況は、当初計画に比し略順調に進んだが、全海に旱害及雨濁一帯の洪水あり、且つ特用作物に付ては種子不足、耕作技術幼稚等の為の収量に於て当初計画に及ばなかつたが一般的には相当の成績を挙ぐる事が出来た。

(1) 普通作物 大豆、高粱、粟、玉蜀黍、及小麦等は計画通り又は計画以上の実績を示し、又米と水稻に於て計画を突破する数量を挙ぐる事が出来た。

(2) 特用作物 棉花、煙草、繭糸、靛藍等は略計画遂行の実績を示し、洋麻は種子不足のため計画の超過を求した。

(3) 特用作物 小麦、燕麥は約八〇%前後の実績に止まり、ルースンは不足を生じた。

(4) 畜産物 当初計画の基礎的根據に於て不足外其の他の難点があつて、相当の困難に遭遇しつゝ、改良の基礎施設、防疫の防遏等に努めた。即ち猪羊、馬、牛等の畜種改良及び、豚、牛、猪羊、馬等の輸入は成績も充分であつたが、羊毛、羊皮、牛皮、獸肉等は九〇%以上の成績を納めたのである。

⑤

③ 交通及信部内

本部門の諸計画と其の一部は資料及財力の不足によつて若干の工事遅延を現した。但し、鉄道、道路、港湾、通信の各分野共に概ね主要計画の大部分を完了した。

第二節 修正計画

五年計画第一年度達成後約半段にして東緯四年七月北支に勃発した支那事変は遂に中南支に拡大し、國際情勢は日に緊迫化するに至つた。依つて日滿共同防衛の要請に基いて、日滿生産力増進の急速なる実施を必要とし、計画第二年度から積極的大修正を断行したのである。日本に於ては、滿洲に呼応して日本産煤四ヶ年計画を実施したのである。

修正の目的の第一は、鉄、石炭、電力等の原料資源の生産能力の急速なる量的膨脹であつて、第二は軍需工業の本格的確立である。即ち当初計画の所要資金五年間の總額二十八億八千万円であつたのを、二年度以降四年間合計四十九億六千万円に増額した。その後物価騰貴及副産物工賃資金を附加して約所要

資金は六十一億円とすつた。此中鉱工業部内のみで三十八億八千万円に達し、繰上に対する従求の割合五五のから七八の増大し、所謂鉱工業重点主義を確立したのである。二の修正計画の内容は凡そ左の如くである。

一 鉱工業部内

(一) 従求の開發種目十八種に新たに銅、化学肥料、工作機械を加へて二十一種とした。

(二) 同種目標を全面的に拡大した。特に鉄、石炭、電力の修正は次の如くである。即ち鉄鋼に關しては、鉄鉱石の約三倍を約六倍とし、鉄鋼の約三倍を約五七倍とし、鋼鉄(鋼塊及鋼材)の約三倍半を約九倍に拡大した。次に石炭は約二倍を約三倍に修正し、電力は約三倍を約五六倍に修正した。

二 農畜産部内

(一) 農畜産部内に於ては開發種目として蕎麥、柿、落花生等を追加したが従求農畜産部内は鉱工業部内と異り自然的制約を受けて、その急速なる増産は困難であるから、増産目標を二年度實現目標として例へば米(三十九万六十石)、小麦(百三十四万五千石)、大豆(四百五十万石)と定めた。

(二) 畜産部門を目標に第二年度實現目標として、馬(二百二十万七千頭)、牛(三百三十万四千頭)と定めた。

三 交通々信部門

他の部門の拡充に於ては既定計画を修正すると共に、更に自動車運轉計画を立て、航空、海運、水運の拡充を別途計画した。

第三節 修正計画遂行の諸政策

当初計画第一年度の實施に當つては前述の如く、(一) 特殊会社の指導監督方策(康徳三年七月)、(二) 重要産業統制法の制定(同四年五月實施)、(三) 行政機構の大改革(同四年七月)、(四) 海軍の創立(同四年十二月)等の諸方策を實施した。この修正計画(計画第一年度)實施に當つては之を全面的に強化し、大要左の如き諸方策を樹立實施したのである。

一 資源及資材対策

本計画遂行の爲には鉱山資源の開發が先決條件であるから、特に滿洲鉱業株式会社の機能を強化整備して資源調査を組織的に積極化し、同時に政府の鉱業行政事務の簡捷、能率の増進を図ること。次に設備機械及原材料の取得に關し

ては之に優先順位を與へ、日本に於て之が可及的供給を考慮することを定めた。

(三) 技術及労働対策

技術員及熟練工等に關しては、従來の対日依存方針に検討を加へて現地養成施設の整備を図り、特に滿系技工の養生に力をもくこと、又技術的研究に關しては大陸科学院、地質調査所等の他の技術試験研究機関の活動を促し、與に學國的技術總動員の実を導くこと、又一般労働に關しては、滿洲労働協会を創立し(康徳五年一月)更に労働統制法を制定し(同年十二月)、以て北支労働の入澁を奨励すると共に統制を強化して、労働の合理的配分と能率化を図つたのである。

(四) 資金対策

本計画実施には巨額の資金の調達を要するが故に、物價騰貴、資金の回収率等を再検討して合理的具體案を作成することとし、特に資金が主として資材購入資金たるに鑑み、日滿生産資材供給能力を動員し資金の放出先の調節及調達の方法を考究すること、従つて貿易統制法(康徳四年十二月)、臨時資金統制法

(百五年九月)等を制定し、日滿國際收支の調整、滿鐵資金計画の合理化、外貨の輸入等につき各種の対策を樹立実施したのである。

(四) 生産機構の能率的運営及拡充

修正計画遂行の生産機構は、その有枚的総合的能率的運営の効果を發揮することに重点を置くこととし、特に滿蒙を中心とする綜合經營に關係を向け、遂次一般生産機構の拡充を図つた。かくて多数の滿鐵及滿洲製鐵会社を新設して生産拡充の新任務の遂行に當らしめたのである。

(五) 配給機構の整備

計画実施に伴ふ物資供給の調節を行ひ、運輸機関の整備を急ぐこと、即ち鉄、石炭、其他重要物資の供給に關する日滿商事株式会社の株式増強、物資配給計画の策定(康徳五年秋より着手し六年一月以降実施)、滿鐵を中心とする運輸機構の整備等に努力した。

(六) 行政機構の強化

前述の如く康徳四年七月の行政機構の大改革を遂げたが、更に修正計画遂行に對処する爲の逐次改革を行ひ、就中同五年七月の重要官制の改定が、

第五年 第三年度以降の実績と計画実施方針

第一節 第三年度（康徳五年度）の実績

支那事変が長期戦へと發展して、前述の如く資金統制、海運管理、貿易統制
其の他の計画実施の諸方策を執行した。資金の融通難、原料資材の取調難が
深刻化し、更に技術及労力の補給の困難運輸機能の不円滑は益々増大した。併
し、かかる情勢に對峙し下ら「第三年度ノ実績ハ克ク是等諸事ノ困難ヲ克服シテ
修正計画目標ノ略ハ分固リテ推進セシムルコトヲ得タ」のである。その大要左
の如くである。

（一） 鑛工業部内

之を概括的に見れば、鐵鋼、電力等は豫定の成績を挙げ、石炭、金等は豫
定に達せず、頁岩油、酒精、アルミニウム、鉛、亜鉛、銅、錫、普通灰、
硫酸、パルプ、石棉等は大体に於て豫定計画の大〇%—九四%の実績を示
した。例へば、鐵鋼に於ては鐵九一%鋼九二%鋼片九八%鋼材一〇六
%であり、石炭に於ては瀋陽関係九三%滿洲関係八八%、本溪湖関係一〇二
%其他一三九%であるが、特に瀋陽の不及は労力及電力の不足、燃料の

取得難、天災等に起因した。

更に前年度を基準（一〇〇）とする増加率を示せば先づ鐵鋼に關しては鐵
鐵（一〇〇・八五）、鋼塊（一一三・五九）、鋼片（一一三・三一）、鋼材（一四六・五）であ
り、次に石炭に關しては瀋陽関係（一一一・八〇）、滿洲関係（九五・三）、本溪湖
（一一一・三七）、その他（一一三・一八）であり、更に電力に關しては火力（一一
六・三）である。

（二） 農産部内

増産用農具の配給、耕作資金の貸出、其他の増産施設概ね順調に進捗し、
作物は早害露雨過多等の爲め平年作に及ばなかつたが、全滿を通じ増産作
物十五品目を通じ豫定計画の總作付面積十三百五十九万陌、生産目標千六
百八十万石に對して、作付面積千四百八十三万陌、生産量十七百七十六万
石の実績を見た。前年度の生産量を基準（一〇〇）とすれば、その増加率
は、例へば水稻（一一一・四五）、陸稻（一七五・一）、小麦（八七・六）、大豆（一一
一・八）、高粱（一一一・〇九）、苞米（一一一・〇〇）である。

（三） 畜産部内

前年度実績に徴し、時局に即應し畜産資源の確保なる函發を期し、畜産行政機構の整備、畜産及行買の養成訓練、種畜改良場等の基礎施設の擴充整備を図り、家畜、疫の勵行等により極力改良増殖を期したる結果、概ね豫定計画に達したのである。

尤す馬に關しては、豫定計画に対し在末種七三%、改良種一〇〇・五%であつたが、前年度を基準（一〇〇）とする増加率は、在末種（一〇一・六）改良種（一一四・一）に達した。次に種羊は豫定計画に対し純増種八三%、兼在種九八%、改良種一〇〇%であるが、対前年度増加率は純増種（一〇一・二）、在末種（一一〇・三）、改良種（一一五・一）に達した。

第二節 第三年度（康徳六年度）計画実施方針と其の実績

前述の如く各種の実施方針の下に、第二年度（修正計画第一年度）に於て相當の実績を擧げ得るを以て、愈々第三年度に入るに及び更に巨の如き各種の対策を実施したのである。

(一) 資源及資材対策

尤う計画遂行に於ける燃料及動力需要の増大に鑑み、薪炭の増産遂行と炭價値上及電業の發達計画遂行に努力した。次に鐵、セメント、木材等主要資材の國內生産に努め、鐵網統制法（康徳五年四月制定）の活用、セメント採會社の設立、滿林の勸業等を行つた。特に康徳六年度物資動員計画を本格的に策定実施し（康徳六年四月より同七年三月迄）日滿一体とする資源資材の配分計画に多大の効果を發揮したのである。

(二) 技術及労働対策

尤う技術に關しては前述の如く現地養成に努むると共に對日要求額を増大して、新規卒業生取得につき日滿比率二対一を確保した。次に労働に關しては従來の入滿制限方針を撤廢して本年度九十一萬人の苦力入國を認め、その実績は百萬人を突破したのである。更に前述の財物統制法の活用、労工協會の活動に努めた。

(三) 資金対策

修正計画に於ては巨額の資金を確保するが故に、尤う國內資金に對しては資金ルートを中銀及火銀を一本とするルートに一化する方針を定め、積極的

件を統制した。次に國內資金に對しては金融機關の整備、前述の資金統制法の活用、貯蓄奨励、儲蓄債券の消化による土着資金の吸収に努めた。次に爲替管理を強化し、新たに臨時爲替高を設置し（康徳五年八月）之が活用を努力した。更に合理的健全財政主義を堅持して、経費節約、不要不急事業の抑制によりインフレーション防止に努めたのである。

(4) 生産機構の整備

康徳六年度中に新設された特殊會社の状況（別表参照）によつてその一斑を伺ひ知ることも出来る。

(5) 配給機構の整備

前述の如く物動計画の實施、運輸機能の強化、貿易対策等を實施すると共に、特に糧食會社（康徳五年十二月設立）、特産專管公社（同六年十月）、穀粉管理會社（同五年一月）、生活必需品會社（同六年二月）等を創立し、重要生産物及生活必需品の配給統制を實施したのである。

(6) 行政機構の整備

特筆すべきものは、康徳四年の大改革以來部分的に逐次改組した。

(三) 第三年度（康徳六年度）実績

(1) 鑛工業部門

第一年度及第二年度に生じたる種々の困難は依然として繼續し、之に加ふるに康徳六年八月、第二次歐洲大戰勃發して資材の取得難は更に増大した水、大要五の如き実績を挙げ得たのである。

尤も鐵鋼に關しては鉄鐵六四％、鋼塊八四％、鋼材九一％であり、石炭は全体として九二％、電力は火力九七％であった。

(2) 農産部門

作付面積は於ては豫定通りの成績を挙げ得たが、旱害、雨量過多、病虫害等の災害によつて次の如き実績となつた。即ち水稻一三％、陸稻六三％、小麦粉六九％、高粱一〇四％、包米一〇二％、棉花六〇％、大豆八七％となつた。

(3) 畜産部門

諸施設の擴充整備を圖つた結果、概山豫定計画に近い実績をあげ得たのである。即ち馬に關しては在末種九七％、改良種一〇二％であつて、綿羊は純種種七五％改良種及雜種九二％、在末種九九％となつた。

第三節 第四年度（東德七年度）計画実施方針と其實績

一、第四年度の計画実施方針

(1) 計画実施の根本方針

第四年度に入ると既に滿洲を中心とする四圍の客觀的情勢は愈々緊迫化し所謂陣取時の態勢に突入したるを以て、東德七年度五月八日の第三年度実績報告会に於て、國務院總務長官は第四年度計画実施方針の根本方針として次の四項を強調したのである。即ち、(1) 各事業間及一事業内に於ける徹底的連貫主義の採用、(2) 既行設備の徹底的利用、(3) 生産増進及経費削減、(4) 新工夫の研究実施

而して右の四ヶ根本方針に基き次の如き四大政策を提唱したのである。即ち、

- (1) 物質動員計画及配給組織の強化、(2) 諸事業間の有機的連繫の強化、(3) 對日資金の導入及國內資金の動員、(4) 國民生活安定の爲の食料品の確保
- (一) 計畫具体の具體的方針
- (二) 資源及資材対策

地下資源に於ては、開採の進行と共に既に甚く豊富なる埋蔵量を確認された。資材

の取得に就いては日滿物動計画に基き前半期を終了したが、後半期は二次

欧州大戦の影響愈々深刻化したを以て、炭、石灰、電力、非鐵金屬、重要農産物等を重点とする計画に再編成した。特に消費物資に就ては物價物資統制法（東德七年度一月）を制定して國內物資の統制を強化した。

(1) 労働対策

労働需要は益々増大して東德七年度は比支よりの入滿労働者は未嘗有の多数（百三十万人）に達した。労働力の増加、國內稼働の激化等により露給の調整困難となりたるを以て総合的労働対策を樹立して之が實現に努めた。

(2) 資金対策

對日資金導入困難を加へ来れるを以て對日資金問題の調整等により對外資金政策を強化すると共に、國內資金動員の爲に八億餘圓の對日資金を樹立し、かくて七年度の全調達資金の十九億圓の内日本の對滿投資五五%、國內調達資金四五%となつた。

(3) 生産及配給機構の整備

多少の準特殊會社の創設は見たが原則として既行會社の内容の充實及経営の

合理化に重点を置き機構の整備を行った。

(ウ) 行政機構の整備

康徳七年六月に新たに農林部を創設して農林部門を強化し、経済部に於ては工業に関する生産と配給との両機構を一元化したことは前述の通りである。

(イ) 第四年度の実績

第四年度に於ける国内経済の環境は最悪の状態に置かれたにも不拘、重要部門に於ける成績は大體に於て期待に近しい実績を挙げ得たのである。その大要は左の如くである。

(一) 鑛工業部門

第四年度は、資金及資材の両建設面が多大の困難に逢着したにも不拘、前年度実績を基準(一〇〇)とすれば(鑛工業部門)の第四年度実績の表示は生産目標、即ち豫定計画に対する割合に依らずして対前年度実績のみを表示した。鉄鉄一〇四%、銅増一三%、鋼材一一%、石灰一〇八%、炭体燃料一〇〇%、鉛三〇八%、亜鉛一一三%、銅一九六%、軽金屬二〇〇%、石綿一〇〇%である。水電は松花江、鴨綠江は一一〇%の成績を挙げた。

ある。

(二) 農産部門

普通作物中、高粱、粟、苞米、水稻、蕎麥等は何れも予定計画に対して一〇〇%を超え、小麦は七十五%の好成绩を示した。特に水稻一六%、高粱一〇四%、苞米一二%、蕎麥一一%となつた。特用作物は豫定計画に比較して、洋麻八〇%、亚麻及甜菜九〇%棉花七〇%の成績を示した。次に油脂原料は予定計画に比し大豆八〇%、落花生五〇%となつた。

(三) 畜産部門

畜産の頭数は予定計画の一〇〇%、羊毛一〇〇%、牛八〇%、豚九〇%の成績を示した。

第四節 第五年度(康徳八年度)計画実施方針と其の要綱

(一) 第五年度計画の實施方針

康徳八年五月二十九日の第四年度実績報告会席上に於ける總務長官の演説は、第五年度計画實施方針の要綱を説き盡し、その大要を掲げて第五年度實施方針の概きに言及した。

① 基本方針——東亞（特に日滿支）共榮圈建設の目標達成即ち滿洲國は東
 亞共榮圈の一翼として特に東亞經濟の融合・合理化を目的として来た水。特に
 昭和十五年秋決定の日滿文經濟建設要綱は基き、日滿支三國の關係は益々緊
 密を加へ来つた。日滿支の具体化の爲め本年一月日滿支經濟協議會の設立を
 決定し、滿洲國よりも委員、幹事を派遣することとなつたのは、共榮圈建設
 への積極的意圖を示すものに外ならぬ。次に日本に於ては鉄鋼業の重要性に
 鑑み、従来のカルテル的統制方法を揚棄して公益優先の新体制に即應する機
 関としての鉄鋼統制會を創設して、滿洲國の多加を求め来た水。共榮圈内
 の鉄鋼業に於ける我國の地位の重要性に基き之に参加する方針に決定した。
 更に我國は東亞共榮圈内に於ける食糧農産物の供給基地としこの重大任務を
 有すべきの増産に向つて努力を向けねばならぬ。之を要するに資金計画、物動
 計画、貿易計画等の他の計画を通じて日滿支相互關係は益々緊密化し、我國とし
 て之を限り対日、對支への寄與の増大に努むべきである。

② 具体的実施方策
 以上の事態に鑑み本計画實施の第五年度、即ち最終年度に於て、政府として

は、計画實施に關する物資、資金、労力等に付きたる如き方策を以て対処
 する。

- (1) 物資の合理的配分　配分計画の樹立に當りては、資金、物資、労力
 等の所費量と生産ひを生成せる様配分すると共に單なる就上計画に隨せし
 る様考慮する。又配給先に就ては、基礎産業たるる炭鋼門への配給を優先
 第一とし、且つ従つて本年度内事業完成を第一義として割當を行ひ、新
 規事業の増設は極力抑制する。
- (2) 労力の調整　従来入滿した北支労力は北支建設の必要その他の特
 由により對滿放棄を阻害せられ、而して他方に於て我國の急速なる産業發
 達の爲め労力の需要を急増した。政府は北支労力の入滿に對して凡ゆる労力
 を抑ふと共に國內労力の供出に努力する。且つ事業の重要度に即應して配
 分の合理化を行ひ、不要不急工事の抑制と労働者安定工作にを實施する。
- (3) 資金の調達と配分
 資金の調達は対日換期期待の確保に努むると共に、國內蓄積資金の動員に
 就て貯蓄奨励その他の方策を講じ、その割當に就ても物動及び貿易計画に

應し重要な配分を行ふ。

(2) 対日物資供給計画緊迫せる國際情勢に即應し可及的対日寄與増大に努
力する。即ち曩に対日鉄供給の増大を図るため昭和製鋼所の全熔爐火
入小を断行したか、石炭、非鉄金屬に就ても供給増強に努力する。特に農
産物増産の対策を實施し、國民生活安定と対日対支供給増大に努める。
ハ) 生活必需品の配給の円滑

一般民生安定の基礎たる綿織布等の他の生活必需品に就てはその供給の確
保を図ると共に、円滑なる配給を特に留意し以て經濟建設の基礎安定を期
する。

『 第五年度の実績』

計画第五年度、即ち昭和八年度に於ける國際情勢は愈々展望の段階に到達し
獨逸戰及大東亞戰勃発の年として、特に米國を主軸とする△日GDP包圍陣の対
日經濟柱の増大の爲に、五年計画最長年度の遂行の如何に多くの困難に遭遇
したかは論ずる迄なる所である。是と拘らず前記の計画實施方針を執行して
大要左の如き成績を挙げ以て第一次五年計画を終了したのである。

ハ) 鑛工業部門

鋼鐵 三年度未だ達成せず、五年計画實施の前年度(基準)は一七〇(一)として、鉄
一〇九、銅塊一五四、銅材二六四、石炭一七八、鉛一三三、亜鉛三九八、
錫五一七(但前年度基準)、石油四八〇(但同年度基準)、電力二四
一(但し近く發電開始豫定の松花江、鏡泊湖各水電を合す)(産出)一〇四
一(一)〇、普通灰五四五(但同年度基準)、アルミニウム一六六六(但同五
年度基準)、パルプ七九〇、液体燃料一六〇(但し換算石炭液化試験工場擴充
工事完成、吉林人造肥料一部完成、錦州合成燃料施設本年未だ完成せず)である。
之によつて見れば、計画五年間の増産成績は、最低産出の一〇四倍から最高
産出の四八〇倍に達した。特に鑛工業の中心なる鉄は二二倍(当初計画三
倍、修正計画五七倍)となり、銅鐵(銅塊及銅材の平均)は二二倍(当初三
倍、修正九倍)となり、石炭は一八倍(當初二倍、修正三三倍)となり、
電力は二四倍(當初三倍、修正五六倍)に達した。之によつて見れば修正計
画の目標に達するには尚ほ遠く及ばないが、續發し山積する内外の諸困難を
克服して大体に於て当初計画の目標に近き成績を収め得たのであつて、國民

一途の献身的努力の賜として特筆に値するものと言ふべきであらう。

(2) 農産部門

同様に東徳三年度風洋(一〇〇)として高梁一〇六、粟一〇五、包米一四八、水稲三〇〇、陸稻八八、小麦一〇〇、大麦五三、燕麥三三、大豆八五、棉花一五八、洋麻一三三、苧麻五四六、麻一三九、但東徳六年度風洋(煙草一〇八三、甜菜四五六等の実績となる。之によれば過去五年間に穀類(大麦の)五倍から最高洋麻の一〇倍に達した。農産物は故工業産物と本質的に異り、自然的條件に著しく制限される。急増は極めて困難であつた。陸稻、大麦、大豆等のものは却て減産の結果となる。他は悉く増産に努力、肥料、農具、生息改善の不逞と天災地災に闘ひ下ると増産の達成に到達し得たことは、政府の献身的指導と農民の積極的努力との成果と言ふべからぬ。

(3) 郵便部門

同様に東徳三年度(風洋)一〇〇)として、郵便一〇五、牛一〇〇、豚一〇九(在来種八六)、鶏(三三)、羊(三三)、在来種一三三、羊毛(生産額)一三〇となる。之によ

れば優劣なる成績と並び得ないが最低は馬の五分から羊毛の三割増かあつて全体の平均は一割入分の増加となつた。

(4) 交通部門

同様に東徳三年度(風洋)一〇〇)として、國道二一五、私鉄二〇八、自動車道路二八一、而して其他鉄道(産業路線)、機関車、車輛等の生産は何れも相當の成績を挙げた。

(5) 資金部門

五年間の總投資金は合計六十七億圓であつて、その中日本の対滿投資額四十億圓(大体一〇%対三〇%)となつた。而して各年度の内譯は大體五年一度五億圓、第一年度九億圓、第二年度十七億圓、第四年度十八億圓、第五年度十七億圓であつた。

第六章 第一次産業開發五年計画の策定

第一節 第二次五年計画策定の背景

前述せる如く第一次五年計画は、その実施の過程に重疊せる未曾有の諸障害を乗り越えて相當の成績を挙げ得たのであるが、生産拡充に対する要請は益々

の急迫を告げ、我國の産業開發は、更に幾倍する新なる重大使命を負
つて立ち上り、東徳九年度より同十三年度に至る第三次産業開發五年計画に向
つて果敢なるスタートを切つたのである。東徳九年七月十一日の第一次計画策
定報告及第二次計画策定方針に内する協議会席上に於て爲された総務長官の演
明を中心として、第二次計画策定の背景を左に要述し度い。

(甲) 第二次計画の立案は、第一次計画第五年度の満當よりその準備に着手し、
特に要に決定した日滿支経済建設要綱及日滿支産業建設五ヶ年計画要綱に準
拠して、具体案を練り、更に第一次計画の推移及実績に鑑みると共に、臨時の
緊迫せる内外の情勢を考慮して東徳八年度に第二次五ヶ年計画基本方針要綱
を立案したものである。日滿支経済協議会に於ては、この我國の第三次計画立
案と共に各地域より提出されたる計画案を綜合してその審議中に、十二月八
日の大東亞戦争の勃發となり、國際情勢は遂に一大轉換を遂げ、我國も亦同
月十三日、戦時緊急経済方策要綱を樹立決定して緊急施策を執行することゝ
なつた。

(乙) 元来第二次計画の実行に當つては、資材資金その他の兵に於て、日本よ
り一定量の援助を受けることが、その前提であつた。大東亞戦争勃發の爲
め、一方に於て日本よりの対滿援助は日本の戰時物資計画及輸送計画の許し
得る範圍に限定されると共に、他方に於て却て日本、戰時物資計画に對する
我國の対日援助を強化増大するの必要に迫られるに至つたのである。従つて
東徳九年度の我國物資計画の策定に際しては、毎月自給物資の需用を圖ると
共に、対日期待は一定限度に止めることとした。従つて特に重要建設資材を絶
對的に必要とする鉄工業部門に就いては、既に策定を見た第二次計画に於け
る第一年度計画をこの體踏襲するにと互敵せず、右の計画中戦時緊急にして
且つ有効的なる事業を優先的に遂行し、その急送完成を期するといふ方針を
採り、日本側と協議を遂げたのである。

(丙) 日本側には、昭和十七年度春に至つて當年度の物資計画及生産撥充計
画を決定したが、之によれば大東亞戦争遂行の爲の直接軍需及船舶建造用資
材の優先確保を期し、生産撥充の爲めには、専ら現有設備の最高度利用によ
る物資供給力の生産確保を期し、更に後年度に於ける増産に對應すべき設備
擴充に就ては、概ね戦争遂行力の確保増強に必要なものに限定するといふ

方針を樹立し、この方針に基いて産業各部門に対する所謂資料の配分を行ふこととしたのである。即ち本格的な生産高増計画には未だ着手せず、別途にその実施方針を考究することとした。日本の方針は否の如くであるから、我國の対日要望資料や事業計画選擇の内容等も日本の方針と相當に相違し、従つて日本の對滿物資援助も著しく削減せられるに至つた。かゝる情勢の繼續することは甚分不可避であるから、我國産業建設の方針としては、極力自給物資の活用により対日期待の減少を補ひ、以て國材経済力の増強を目的として徹底的重工業に剛り、各種産業の段階的重要な需要に應じ逐次完成前に依り萬難を排して之が自主的完成を図ることとなつたのであつた。

第二節 第二次五年計画の内容

第二次計画の内容を詳述する自由を付たないが故に、試みはその評される範圍に於て大体の輪廓のみを示して置かう。

(一) 滿洲國産業建設第二次五年計画基本方針要綱

本要綱は前項に述べたが如く第一次計画第五年度たる康徳八年の秋に決定した。従つてその内容は、大東亞戰爭の勃發を前提とせざるもつてあつて、その基本

方針の如きも單に従来の生産高増を更に一層充實増強せんとする事に重きが置かれてゐるに過ぎない。従つて前述の如く第二次計画第一年度の実行案はこの東京案に対して相當の修正が加えられたわけである。試みに基本方針を掲げれば左の如くである。

「滿洲國産業建設第二次五年計画ハ日滿一體内保ヲ中核トシ東亞民族團結ニ於テ自給經濟、急遽確立ヲ目標トスル総合的産業建設計画ノ一翼トシテ滿洲國ノ資源ニ盡スル基本産業ノ建設開發ニ付我國ノ分担スヘキ使命ノ確立ヲ圖ル爲メ期スルニ至リ、我國ノ占ムル特殊ノ地位ニ鑑ミ現地ニ於テ確立ヲ要スル産業ノ開發促進一考慮ヲ置キ、併セテ産業諸分野ノ均衡アル發展ヲ實現シ以テ総合的經濟國力ノ充實増強ヲ圖ルヲ根本方針トス」

次に計画立案の要領としては

(一) 計画産業の範圍は概ね第一次計画の種目より擴大するが、主として重工業の産業として、滿洲國を適地とする基本的資源産業、前途基他として絶対必要なる重工業、之に附随する重要産業、産業建設我國財上不可缺の交通通信施設等を選定すること。

② 次に計画立案の前提として、國際情勢に對する見識の樹立、日滿支經濟連
該の綜合的一体化、第一次計画の推移及成績を考慮檢討して基本的對象の樹立
等を図ること。

③ 計画実施に於ける諸要素の生産力若くは供給力等の限界を測定してその相
互の有機的綜合化を圖ること、例へば石炭、農産物等の生産力、勞力、技術者
資材、資金等の供給力、鐵道等の他の輸送力等を助長すること。

④ 本計画と併行して生糸産業を育成すること。

⑤ 計画実施に即應すべき行政上並に技術上の諸施策の執行と共に計画事業企
業及供給機構の組織並に經營に就て必要の改革を考慮すること等である。

① 第三次五年計画の内容

(一) 本計画の期間 康徳八年(一九四三年)四月一(三月)に至る五年
間とし、各年度計画が設定された。

(二) 計画内容の構成 主要資材供給計画、資金計画、鐵工業部門拡充計画、
特殊産業部門拡充計画、交通通信部門拡充計画、農業部門拡充計画、民生國
際事業計画等の九計画より成りたる。従つて第一次計画が、鐵工業部門

擴充産業部門、交通通信部門の三部門の計画と、之に即應する資金計画の四箇
の計画に過ぎなかつた矣より見れば、第三次計画に於ては、新たに資材供給
計画、勞力供給計画、技術員供給計画、民生國際供給計画等が加はり、故に
物上入りの露骨計画を退却した綜合計画が樹立されたのである。之は第一次
計画五年間の第一經驗によつて得られた重要な成果と云はなければならぬ。

③ 計画産業の範圍

(一) 先づ鐵工業部門に於ては鐵鋼、鐵、鑄石、鑄鉄、鋼鐵、鋼捲、鋼片、鋼材(石炭、
經金屬)、アルミニウム、マグネシウム、非鉄金屬(非金属)、銅、鉛、亜鉛、水鉛、
錫、銻、水銀、白金、銀、有機合成品、青達反塩、化學肥料、セメント、
重要機械、鐵道車輛、自動車、電力、瓦斯等の十六種目
に於つた。之によれば第一次修正計画よりも、水鉛、銻、石、火藥及爆薬、
有機合成品、セメント、瓦斯の六種目が新規に増かし、齒肉加工、兵器、
飛行機の三種目が減せられた。
但し後の二番は特殊工業部門として別箇の計画に包含されたから、事業上
の削除は齒肉加工のみである。

(一) 次に交通通信部門に於ては、鉄道、水運、汽船、船舶、自動車、河馬車、道路、河水統制、電氣通信等の九種目となつた。之を第一次修正計画と比較すれば、新たに水運、汽船、船舶、自動車、河馬車、河水統制の大項目が追加された。従来の項目たる鉄道、汽船、道路、通信等に対して、かゝる新規項目の増加は、元來交通が有機的一体としての動脈から毛細管に至るまでの緊密なる連絡の強化の必要を物語ると共に、滿洲國に於ける河川交通の重要なるを示すのである。

(二) 次に農林部門に於ては、大豆、高粱、粟、苞米、小麦、水稻、陸稻、大麦、蕎麥、蘇子、鹿麻、桐花、豆麻、羊麻、青麻、纈麻、杯參等の十七品目が選定された。これを第一次修正計画と比較すれば、蘇子、青麻、麻の三品目が新規に追加されて、ルーション、黄色葉煙草、甜菜、蕎麥、落花生の五品目が減せられた。

(三) 資金計画 五ヶ年間の所要資金總額は約八十六億圓と概定された。就中鉱工業部門は約四十七億三千万圓在り、總額に対して約五五%に相當する。之は第一次修正計画に於ける割合と同一である。修正計画に於ける七八%

よりも著しく減少した。次に西松浦門の約十三億圓、鉄道約十八億一千万圓、交通通信部門の約一億圓、農林部門の約六千万圓である。その資金調達に、約六千万圓は日本の対外投資と概定してゐる。また天來亞細亞勃發の爲めに對面全体に對する投資計画の修正を行ふと共に、資金計画に於ても又著しく強化の生ずることを見出し、概算すべき所である。

第三節 第二次五年計画の概況

滿洲の廣大發展と共に第二次計画の實施方針は、益々複雑にして困難を加へ来ることを覚悟しなければならぬ。前記の概算九ヶ年と十一日の協議会席上に於て、國務院は第二次五年計画の實施方針を述べ、相當機關の決意を促したるのがある。その内容は左の大項目に及んだ。茲に要述する。

一、特殊社会機能の刷新 東條七ヶ年目に決定した、「特殊社会機能刷新綱」に基き、實業主義に即し、事業能力の増進、企業性の増進、事業遂行上の責任の強化等の著眼に對し、特殊努力工夫をつくすこと、特に事業遂行の中心に人による多岐に精神活動を集中し、社会の要求、綱領の振興、信譽の刷新を行うこと。

(二) 現有設備の活用 現下の情勢に於ては設備の擴張は困難なるが故に生産増加の爲めには新規設備の核張よりも可及的に現有設備の有効適切な活用に使つべきである。

(三) 物資及資金使用の合理化 政府は各事業遂行に必要な物資及資金は極力その供給に努力するが各会社自体に於てその生産節約に努力すること、特に各会社の手持資材の有効的活用、代用品への転換等に関し一層の努力を期すべきである。

(四) 労務管理の強化 政府は更に「労務新体制確立要綱」を決定し、賦役及勤労奉仕の強制令強化、国内労務動員の強化、労務配分の適正化、募集制への高度化等を用し、又労工協会を解消して労務政國會を新設し、政府の労務行政に対する協力、企業体の内部に於ける労務関係職員の訓練、労働者の募集、試用、管理に関する自治統制反労働者の厚生共済に関する共同事業の運営を担當せしむることとし、更に各会社自体に於ける労務機構の整備、労務関係職員の訓練を促進し、労務管理に遺憾をからんことを要請したのである。然るに現下の状況は此又への努力期待を一層困難ならしむるが故

に、労力の確保と労務管理の強化とに極は数段の努力が必要である。政府は努力確保に必要なる食糧その他の生計物資の配給には完全の措置を講ずる。
(五) 生産物の値的向上 計画経済に於ては動きもすれば数量に促はれて値の増減を忘却し易い。質の向上にも留意すべきである。
(六) 輸送能力不足の打開 近時海上及陸上輸送の能力不足は不可避の状況であつて、政府及関係機関に於てその打開策に關心してゐるが、各会社に於ては右と協力して事業遂行に一層の工夫を凝らすことが肝要である。

第二章 北支那復興計画

第一節 北支那復興計画策定の要請

前述の第一次産業開発五年計画實施の第一年度たる昭和四年の七月に支那事変が勃発したため、第二年度より修正計画の下に飛躍的生産増進に努力したが、支那事変の長期化と共に國際關係は愈々緊迫化し、特に日滿對ノ關係は一觸即発の危機に直面するに至つたのである。かくて延長三十年に及ぶ滿ノ國境の防備は一日の息を容れずするに至つた。依て廣義國防の見地に立ち北支に於ける國防的建設と、肥沃なる土地と豊富なる資源とを有する北支開發に於ける生産増進

は民生の振興とを實施する爲め、康徳六年初頭より竹邊北邊振興（三年）計画の立案に着手し、同年六月より之を實施したのである。本計画は北邊地区に向する限り産業五年計画の上に乗に計画を加重されるものであるが、産業五年計画の如くその費用が單に製鐵工業及交通業に限定されることなく、之を産業兩業より民生振興に至る迄の全分野に及び綜合的振興計画たる事に特徴を帯びてゐる。併し本質的には産業五年計画と密接不可分の關係を構つて居る。その實施期間は産業五年計画と同様に進行することを目標として三年（計画）中（上は二年半）と、康徳八年度迄を以て第一期を終了せしむることとしたのである。從て計画實施の範圍は、主要事項として又交通通信、都市計画、船舶物資調達及燃料、資材及労力の配分、重要産業の復興、防空施設、航路施設等の一元化、各種機構の整備、人事刷新等各般の事項を挙げられ、それ等が綜合的振興の對象となつたのである。

第二節 北邊振興計画の内容と実施

振興計画の内容をその詳しからざる範圍内に於て略述すれば大要の通りである。

- (1) 計画実施地区 北邊地区と稱するものは、阿蘇、牡丹江、三江、黒河、東寧、北寧、興安省の七省である。特に東寧省と北寧省とは本計画實施の爲に新設された省である。
- (2) 計画實施の經費 第一期三年間の豫算總額を約十億圓と豫定し、その内譯は政府二億圓、滿鐵六億圓、特殊會社三億圓の分担支出とした。だが統中政府豫算は、康徳六年度五十一百二十五万円、同七年度八千六百九十九万円、同八年度八千五百万円、合計三億三千三百十五万円となり、豫定の二億円を超過した。地方官廳に於ては、中央の三年計画及毎年度別實行計画に準じて省三年計画及毎年度別實行計画を作成し、中央より與えられた豫算に基いて之を實施したのである。
- (3) 計画の具体的内容 具体的内容は十二部門より成り、(一)鐵道、(二)道路、(三)自動車、(四)通信、(五)航空、(六)治水、(七)電氣、(八)給水及都市計画、(九)開拓、(十)勞力、(十一)物資調達及燃料、(十二)馬産及運搬材料、(十三)防衛、(十四)保健、(十五)協和會、(十六)銃械、(十七)行政機構、(十八)人事、(十九)經濟、等の諸部門に分れ、此等の諸部門を綜合的一体として計画實施し、以て北邊に總力態勢を樹立せんとするもの

① 北辺振興計画の実績

計画の実績は之を要述する自由を持たないが、政府の業績は豫定計画に對し餘
 括的に、第一年度（昭和六年度）八五％、第二年度（同七年度）八〇％、第三
 年度（同八年度）八〇％であった。而して政府関係の本計画は、その実施と共に
 北辺振興特別会計を設置してその経理に當つたが、第一次計画の只に特別會
 計を廢止し、昭和九年以降の第三次計画は北辺振興なる名稱を廢止し、之を
 一般会計中に包含せしめて実施することゝなつた。

第八章 滿洲計画經濟の將來性

以上を以て、主として産業開發五年計画を中心とする滿洲計画經濟を概観した
 が、それは隨處に進展と共に滿洲に今後益々拡大し強化され行くべき將來性を
 採つてゐる。然らばその拡大強化は今後如何なる方向に向つて發展し、如何なる
 原理の下に強化されるべきであらうか。發展の方向としては部分的計画經濟より
 全体的計画經濟への方向であり、強化の原理としては全体性と統一性^{（註）}との原
 理である。此等の諸案に就て若干の抽象的考察を試み、以て本編の結論に替へ

反へて思ふ。

① 部分的計画經濟より全体的計画經濟への進展

此の両計画經濟の概念に就ては既に述べた通りであるが（第一章參照）滿洲計
 画經濟の將來性は、部分的より全体的への發展の過程に於てのみ發見すること
 が出来る。それは平時經濟たるは戰時經濟たるを向ふ處ではない。又内外より
 生ずる各種の條件に制約されて、仮りに之の進行の過程に於ける一時的停滞
 と部分的歪曲を起る場合があるとしても、此の發展の方向は飽くまで國家の意
 志として遂行されるべきものである。然るに若し單なる統制經濟として之を進展
 せしむるとすれば、それは單に計画經濟自体として失敗するのみならず、滿洲
 連國の原理にも反するものである。

② 全体制への發展

計画經濟強化の第一の原理は全体性の原理である。即ち計画經濟發展の領域
 は部分的分野より全体的分野に進展する所にその將來性がある。何となれば有
 機的一体としての國民經濟に對して、若し非計画的な自由經濟の分野を發展せ
 しむるときは、計画經濟の統一性と計画性とは、必ずやその自由經濟の分野が

は破壊されて行くが爲である。我國に於ても、建國最初は計画經濟の分野を「國防的若くは公共公益的重要事業」に限定して、他の分野は之を自由經營に放任したのであるが、その後次第にその範圍を拡大しつゝあるのは、此の全体性への發展の過程を不すものに外ならぬ。例へば旧産業統制法に於ける二十一種の統制産業が新産業統制法に於ては八十五種に拡大され、又物資動員計画に於ける物資物資の種類が僅かに數年にして十倍を越ゆるに至り、又産業五年計画の兩物資の範圍が、第一次計画より第二次計画に及び著しく拡大されたるが如き即ちである。此の全体性の原理は、計画經濟實施に於ける國家の意識であると共に、計画經濟自体に内在する必然性でもある。

③ 統一性の發展

計画經濟強化の第二の原理は統一性若くは綜合性の原理である。もふまでもなく計画經濟の中心を爲す特質は國家を主体とする意志經濟たる点にある。此の主体性の確立が^{初め}國民經濟に統一性をよんで計画經濟の成立を可能ならしむるのである。勿論自由主義國民經濟に於ても、利害の原則と價格の原理と帶給の法則とは、國民經濟循環に一種の統一性は含んでゐるが、それは一定の目

的に綜合された統一的意思による計画の統一性ではない。此統一性確保への發展に於ては計画經濟の將來性を不すものである。我國に於ても今日迄各分野に於て幾多の經濟計画が立案實施されたが、それ等は概して何れも國家意志に發する場合に於てすらも、計画相互間の統一性を欠き、或は矛盾し、或は相剋し、或は重複したのである。第二次五年計画は、第一次のそれと比較して著しくその計画範圍を拡大すると共に、計画部門相互間の有機的統一性を増大した。此第二次五年計画と他の諸計画との關係を考察するとき、そこには尚ほ幾多の不統一性の存在することを發見するのである。

④ 計画性の發展

計画經濟強化の第三の原理は計画若くは科學性の原理である。自由主義經濟に於ても經濟單位たる個別經濟に於ける個々の計画性は存在するが、國民經濟全体としての超個別經濟的の計画性は存在しない。此の全體經濟を計画化する點に計画經濟の重要な特徴がある。それは僅りに部分的計畫經濟である場合に於ても、その全體經濟的の計画性は容易ではない。併し計画經濟に於て有機的科學的の計画性を與へ得ないとするならば、計画經濟の本質は到底及びり崩壊したる

のである。即ち計画経済の将来性は如何に最も合理的なる計画性を賦與し得る
や否やに懸つてゐる。我國に於ても、五年計画を初めとして物産計画、火油採
興計画、肉類採計等、為務動員計画等に於て、如何にその計画性確保の困難な
るかを十二分に経験したのである。茲に計画性とは事なる机上の計数的プラン
を指すことではないことは勿論である。それは実現可能な計画の精であつて
其の處には凡ゆる智能を動員した経済参謀本部の存在が前提である事は言
はざらざらまい。

要之、海州の計画経済は資本蓄積の急務なる前資本主義的な基礎の上に急遽
実行に果定實施されしものである。計画経済實現の困難は益々著然々
あるときへる。併し時局の急変は其の履行を求めざる。將來の任務は部分的
計画より全体的計画への根本目標を見失ふことなく、その全体性と統一性と計
画性との確保に向つて奮力且つ堅實なる努力を爲すところに存するものと信ず
る。(終)

